

No. 16 江南市

担当部課名		T E L	直通・内線	F A X
経済環境部 環境課		0587-54-1111	内線 407	0587-56-5033
住 所	〒483-8022 江南市和田町旭181		担当者氏名	宮崎 寿哉
U R L	https://www.city.konan.lg.jp/		E-mail	kankyo-c@city.konan.lg.jp

(1) [補助金額] (単位：円)

人槽区分	限 度 額	みなし浄化槽を撤去し 転換する場合の限度額	汲取便槽を撤去し 転換する場合の限度額
5 人槽	720,000	840,000	825,000
6～7 人槽	839,000	959,000	944,000
8～10人槽	982,500	1,102,500	1,087,500

(2) [令和7年度の補助計画基数] (単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合 計
40	33	9					82

前年度実績基数 (84基)

(3) [補助対象地域]

・下水道法に基づく公共下水道事業計画区域を除く地域及び市長が指定した区域を除く区域

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

- ①浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であって生物化学的酸素要求量（以下、「BOD」という）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/ℓ（日間平均値）以下及び総窒素濃度が20mg/ℓ（日間平均値）又は総リン濃度1mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有すること
- ②浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知）に適合すること
- ③別表に定める環境配慮型浄化槽であること
- ④専用住宅に、現に使用している既存のみなし浄化槽又は汲取便槽を廃止して、処理対象人員10人以下の浄化槽を設置しようとする者
 - ・別表 環境配慮型浄化槽の性能要件

次の消費電力基準以下であること

(単位W/h)

人 槽	消費電力 (通常型)	消費電力 (BOD 10mg/L以下)	消費電力 (りん除去型)
5 人槽	39	53	83
6～7 人槽	55	75	90
8～10 人槽	75	102	157

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに、浄化槽を設置する者
- ②建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を受けて、浄化槽を設置する者
- ③住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- ④販売等の目的で住宅に浄化槽を設置する者
- ⑤江南市内に住所を有しない者（江南市に居住しようとする者を除く）
- ⑥市税を滞納している者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書両面の写し（受付印のあるもの）
- ②設置場所の案内図（住宅地図等の写し）
- ③配置・配管予定図
- ④平面図（面積計算式・総面積を記入）
- ⑤浄化槽設置工事見積書の写し（撤去費、宅内配管工事費の補助を受ける場合は、その見積書の写しを含む）
- ⑥既設のみなし浄化槽又は汲取便槽の写真及び位置図
- ⑦浄化槽設置工事の請負契約書の写し
- ⑧全国浄化槽推進市町村協議会で規定する有効な登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- ⑨浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証（市町村用）

- ⑩型式適合認定書及び仕様書・図面
- ⑪浄化槽設備士免状の写し及び昭和62年度以前に資格を取得した浄化槽設備士については特別講習の修了証書の写し
- ⑫住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- ⑬浄化槽の法定検査・保守点検・清掃の実施誓約書
- ⑭その他、市長が必要と認める書類

（８）【 実績報告書に添付する書類及び提出期限 】

- ・提出期限：設置工事完了後 1 ヶ月以内又は当該年度の2月15日のいずれか早い日まで
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- ②浄化槽法定検査（7条及び11条）契約書の写し及び浄化槽法定検査（7条及び11条）依頼書（7条検査手数料納付済）の副本
- ③領収証の写し
- ④配置・配管設置図
- ⑤浄化槽設備士の証するチェックリスト
- ⑥工事施工中の写真（撤去費、宅内配管工事費の補助を受ける場合は、その施工中の写真を含む）
- ⑦既設のみなし浄化槽を撤去又は廃止した場合は、浄化槽使用廃止届出書の写し
- ⑧浄化槽使用開始報告書の写し
- ⑨既設のみなし浄化槽又は汲取便槽の最終清掃実施記録の写し
- ⑩その他、市長が必要と認める書類

（９）【 その他 】

- ①みなし浄化槽を浄化槽に転換する場合の補助金の額は12万円を限度に補助金額に加算した額とする。ただし、みなし浄化槽が設置されている建築物の増改築等において、浄化槽への転換が主たる目的でない場合や新築の場合はこの限りでない
- ②汲取便槽を浄化槽に転換する場合の補助金の額は10万5千円を限度に補助金額に加算した額とする。ただし、汲取便槽が設置されている建築物の増改築等において、浄化槽への転換が主たる目的でない場合や新築の場合はこの限りでない
- ③みなし浄化槽又はくみ取り便槽からの転換に要する宅内配管工事費用を30万円まで補助を行っている
- ④既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯留槽など）に上限30万円の補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください